

## 中間年における経済構造統計の整備についての答申案の概要

項目	実施・変更内容等	答申案の概要
<b>I 答申の総括</b>		
	○ 今回の基幹統計及び基幹統計調査の統合・再編に係る全体像	<p>・今回の諮問について、以下の観点から高く評価し、諮問内容全体について、<b>適当</b>と整理</p> <p>《その1:基幹統計の統合・再編》 これまで分野別に作成されてきた経済統計の一体性、整合性の向上を目指すとともに、「経済構造統計」の下で、関係行政機関が一体となって、既存統計を抜本的に見直そうとするもの。更なる経済統計の体系整備を推進する上でも、基盤・中核となる取組であり、我が国の公的統計の発展の中で、重要かつ画期的なもの</p> <p>《その2:基幹統計調査の統合・再編》 ① 国民経済計算の推計精度向上への寄与等、一次統計と加工統計の連携強化の取組(経済構造実態調査) ② 行政記録情報の活用による事業所母集団データベースのよりの確な整備(経済センサス-基礎調査) ③ 外観調査やローリング調査の導入(経済センサス-基礎調査)、調査事項に応じた報告者の限定や外部の調査実施事業者の活用など(経済構造実態調査)、報告者の負担軽減や、統計調査業務の最前線を担う地方公共団体及び統計調査員における事務の効率化を考慮した調査設計 ④ 必要最小限の報告者からの報告で安定的・詳細な結果を早期に提供するため、事業所母集団データベースの情報を活用した新たな集計方法の採用</p> <p>・一方、今般の取組について、国民の理解と協力を得るためには、事前の周知・広報と調査結果の分かりやすい提供が非常に重要。とりわけ、経済構造実態調査については、調査の認知度の向上に十分な配慮が必要であることを付言</p> <p>・経済統計の一層の体系的整備と、作成された統計の広範な利活用の実現が図られることを、強く期待</p>
<b>II 基幹統計の統合・再編</b>		
1 諮問の内容 2 統合・再編(統計法に基づく手続上は3統計の指定解除)の適否及び理由等	○ 「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」(以下「3統計」という。)について、基幹統計の指定を解除	<p>・<b>適当</b>と整理</p> <p>(省庁の垣根を越えて、「経済構造統計」への発展的な統合・再編を行い、「経済構造統計」の下で、産業横断的かつ広範な年次統計として、一体的に作成・提供し、経済構造統計全体の充実を図るもの)</p>
<b>III 基幹統計調査の統合・再編等</b>		
<b>1 統合・再編等の全体像</b>		
	○ 今回の基幹統計調査の統合・再編に係る全体像	今回の統合・再編により、①事業所及び企業を対象とする統計調査の共通基盤である事業所母集団データベースの更なる整備・充実が図られること、②GDPの9割以上を占める経済活動の大宗を把握する統計が、中間年においても毎年作成・提供されることとなり、国民経済計算の年次推計の精度向上はもとより、統計を用いた合理的な意思決定にも大いに寄与するものと期待
<b>2 経済センサス-基礎調査の実施</b>		
(1) 経済センサス-基礎調査実施の背景・必要性  (2) 調査計画の概要 ① 調査対象の範囲・報告者数  ② 調査票事項・調査方法	<p>○ 事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的に実施</p> <p>○ 国内の全ての事業所を対象(ただし、農林漁業など一部の産業を除く。)</p> <p>○ 甲調査は、法人番号等の行政記録情報を活用し、前回調査の約620万事業所から、約770万事業所を対象を拡大</p> <p>① 甲調査(民営事業所) ・ 全事業所について、調査員が目視確認(外観調査)により活動状態を把握 ・ その上で、新規に把握した事業所に対しては、調査票を配布して、主な事業の内容、年間総売上金額等を郵送又はオンラインにより把握</p>	<p>・<b>適当</b>と整理</p> <p>① 法人企業統計調査の母集団名簿とのかい離を縮小し、事業所母集団データベースの更なる整備・充実を資するものであること</p> <p>② 外観調査及びローリング調査の実施により、報告者及び地方公共団体・統計調査員双方の負担軽減を図りつつ、事業所の存廃実態を的確に把握しようとするものであること</p> <p>◆なお、以下の3点を指摘 ① 統計の有用性向上の観点から、事業所母集団データベースの情報を用いて作成される「レジスター統計」の提供と関連させながら、情報提供の工夫・充実を図ること ② 本調査の在り方を含め、平成34年(2022年)以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること</p>

項目	実施・変更内容等	答申案の概要
<p>③ 調査期間 (周期・実施時期)</p> <p>④ 集計事項</p> <p>⑥ 調査結果の公表</p>	<p>② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) ・電子メールを用いたオンライン調査により調査票を配布し、職員数、主な事業の内容等を把握</p> <p>① 甲調査(民営事業所) 平成31年(2019年)6月1日から平成32年(2020年)3月31日までの10か月間をかけて、全国の事業所を順次調査</p> <p>② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) 毎年6月1日現在で全国一斉に調査</p> <p>① 速報集計 事業所の活動状態に関する集計を実施</p> <p>② 確報集計 ①に加えて、新規に把握した事業所に関する集計を実施</p> <p>① 甲調査(民営事業所) ・速報は平成32年(2020年)6月末日 ・確報は平成32年(2020年)12月末日</p> <p>② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) ・調査実施翌年の6月末日</p>	<p>③ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団情報の整備・充実を検討すること</p> <p>⇒【今後の課題】</p>
<p>2 前回答申時の今後の課題への対応状況</p> <p>※統計委員会答申(平成25年6月)</p>	<p>1 「総売上高」に係る調査の在り方や、関連統計調査を含めた調査期日の統一化を検討</p> <p>2 ① 母集団情報の整備について、新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充</p> <p>② 母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討</p>	<p>・適当と整理</p> <p>・適当と整理</p>
<p><b>3 経済構造実態調査の実施</b></p>		
<p>(1) 調査創設の背景・必要性</p> <p>(2) 調査対象の概要 ① 調査対象の範囲、報告者の選定方法</p> <p>② 調査事項</p> <p>③ 調査時期</p> <p>④ 調査方法</p> <p>⑤ 集計事項</p>	<p>○ 製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的に実施</p> <p>① 甲調査 ・個人経営の企業及び農林水産業、建設業等、一部の産業に属する企業を除くおおむね全ての産業分野の企業を対象 ・産業ごとに売上総額の80%を充足する範囲で、売上高上位企業から順に選定</p> <p>② 乙調査 ・特定のサービス業に属する企業、事業所を対象に、無作為抽出により選定</p> <p>① 甲調査 ・「企業全体の売上(収入)金額」、「費用総額及び費用項目」、「企業全体の事業活動別の売上(収入)金額」等を把握 ・卸売・小売業を主たる業とする企業については、さらに、「企業全体の年初及び年末商品手持額」、「年間商品仕入額」等を把握 ・企業の規模等の要件により、費用のより詳細な項目での把握や企業傘下の支所事業所に係る調査事項を把握</p> <p>② 乙調査 ・現行の特定サービス産業実態調査の調査事項のうち、基本的に経理事項以外の事項を継承</p> <p>○ 毎年5月下旬～6月下旬に実施(ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。)</p> <p>○ 外部の調査実施事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施</p> <p>① 甲調査 ・産業別経営組織別の企業等数、売上(収入)金額等を反映し集計 ・製造業に属する企業等において、本調査と工業統計調査で調査が重複している場合は、工業統計調査から調査票情報の提供を受けて集計に活用</p>	<p>・適当と整理</p> <p>① 国民経済計算の推計精度向上への寄与等、一次統計と加工統計の連携強化の取組であること</p> <p>② 調査事項に応じた報告者の限定や外部の調査実施事業者の活用など、報告者の負担軽減や、統計調査業務の最前線を担う地方公共団体及び統計調査員における事務の効率化を考慮した調査設計であること</p> <p>◆なお、以下の点について指摘</p> <p>① 甲調査の調査事項「電子商取引の有無及び割合」について、インターネットを介したグローバルかつ大量の商取引の実態を把握する重要性が増す中、集計結果の利用目的を勘案した統計作成や、報告者の負担軽減に資するためには、電子商取引の定義の明確化や記入の仕方等の充実を図ることが必要</p> <p>② 乙調査を中心に申請書に添付された調査票等に多数の誤植が見られたため、経済構造実態調査に係る承認手続の終了までに精査した上で総務省に報告することが必要</p> <p>③ 経済構造実態調査は、売上高総額8割を達成する範囲に含まれる企業の調査結果から、全体の売上高等を推計・公表するという革新的な調査であることから、結果の公表にあたり、推計手法や利活用上の留意点等に関する情報提供の充実、提供に努めることが必要</p> <p>⇒【今後の課題】</p>

項目	実施・変更内容等	答申案の概要
⑥ 調査結果の公表	② 乙調査 現行の特定サービス産業実態調査において行っていた都道府県別集計を取りやめ ○ 3回に分けて公表する。 ・ 一次:調査実施翌年3月末 ・ 二次:調査実施翌年7月末 ・ 三次:調査実施翌年10月末	
<b>4 工業統計調査の変更</b>		
(1) 変更の概要	○ 実施目的を、「工業統計の作成」から「中間年における経済構造統計の作成」に変更	・ 適当と整理 (中間年における経済構造統計の整備の一環として、工業統計が経済構造統計に統合・再編されることに伴うものであるとともに、経済構造実態調査と工業統計調査との円滑な同時・一体的実施に資するものであること)
(2) 承認の適否及び理由等	○ 経済産業省実施の調査から、総務省と経済産業省による共管調査に変更	
(3) 前回答申時の今後の課題への対応状況  ※統計委員会答申(平成28年1月)	① 経済センサスとの従業者数の把握範囲の相違の解消の検討 ② オンライン調査の更なる推進	・ 対応済み(平成28年5月31日承認) ・ 平成29年調査から単独事業所を含む調査全体に拡大されるとともに、オンライン回答の増加のために対応が取られており、今後とも同様の対応を期待
(4) 平成32年(2020年)における工業統計調査等に係る地方公共団体の事務の輻輳への対応		・ 地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年(2020年)の調査計画案を早急に検討・策定することが必要 ⇒【今後の課題】
<b>5 商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止</b>		
(1) 申請の概要	○ 商業統計調査と特定サービス産業実態調査を廃止	・ 適当と整理 (第三期基本計画に基づき、経済構造実態調査に発展的に統合の上、これまで以上の利便性の向上を図るもの)
(2) 承認の適否及び理由等		
<b>IV 今後の課題等</b>		
1 諮問事項に関連する横断的な課題 (1) 経済統計の体系的整備に向けた一層の取組推進 (2) 統計調査の結果提供に当たっての情報の充実 2 諮問された統計調査に係る課題 (1) 経済センサス-基礎調査 (2) 経済構造実態調査 (3) 工業統計調査	統計委員会を中心とする関係府省は、企業を対象に経理情報や活動内容等を把握することを目的に行われている他の基幹統計調査との役割分担・重複排除について、着実に検討を進めること。 その際、「暦年」による経済活動等の把握と、「年度」による経済活動の把握との関係整理にも留意すること。 なお、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、サービス産業を対象とする月次調査の統合・再編について、検討を加速すること。また、SUT体系への移行に当たって重要となる基準年と中間年における中間投入を含めたシームレスな接続について経済構造実態調査の対象とならない分野についても検討すること。 統計委員会が関係府省の協力を得て、基幹統計と基幹統計調査との関係について一般への理解を広める方策について検討するとともに、基幹統計調査の実施者においては、統計調査の結果公表に当たり、基幹統計との関係を含む統計調査の意義や利活用上の留意点等、国民に対して分かりやすい情報提供となるよう努めること。	① 事業所母集団データベースの情報を用いた、いわゆる「レジスター統計」により、我が国における事業所の全体像を表す統計を作成し、経済センサス-基礎調査の公表後に参考提供することについて検討すること。 ② 事業所母集団データベースのよりの確な整備・更新のために、今回調査の実施状況も踏まえ、本調査の在り方を含め、平成34年(2022年)以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。 ③ 個人経営の事業所を含め、経済活動の変化や事業所形態の多様化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団データベースの整備・充実を検討すること。 ① 平成33年(2021年)経済センサス-活動調査における「電子商取引の有無及び割合」の把握に関する検討状況を踏まえつつ、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定について、平成34年度(2022年度)調査の計画の策定時期までに抜本的な見直しを検討すること。 ② SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、平成34年(2022年)以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討すること。 ③ 特定のサービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置づけ及び調査事項について再検討すること。 ① 平成32年(2020年)における工業統計調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業統計調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年(2020年)の工業統計調査の企画時期までに結論を得ること。 ② 経済センサス-活動調査と工業統計調査の間には、使用する調査名簿が異なることもあって、少なからず断層が生じているため、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、事業所母集団データベースの年次フレームを調査名簿として用いる方向で検討すること。

